

## 《日本体育協会公認マネジメント資格の取得（登録）について》

日本体育協会（以下「本会」）を通して申請する自立支援事業のクラブマネジャー（正）の配置、クラブマネジャー設置支援事業で賃金支給対象となるクラブマネジャー（正）及びクラブマネジャー（副）については、本会公認マネジメント資格（クラブマネジャーもしくはアシスタントマネジャー）の取得（登録）が条件となっています。

### 【クラブマネジャーの場合】

資格の登録には、アシスタントマネジャーの資格を保有した上で、専門科目講習会を受講及び検定試験を修了し、その後本会より送付される「修了通知」「登録のご案内」に基づく所定の手続きを行い、資格登録手続きを完了（登録証の発行）させる必要があります。

### 【アシスタントマネジャーの場合】

- (1) 各都道府県で実施する専門科目講習会を受講及び検定試験を修了し、また併せてスポーツリーダー（共通科目）の講習会もしくは通信講座を修了してください。
- (2) 専門科目講習会実施団体に「公認アシスタントマネジャー養成コース修了証明書」の発行申請及び「資格取得申請書」の申請を行ってください。
- (3) その後本会より「登録のご案内」が送付されますので所定の手続きを行い、資格登録手続きを完了（登録証の発行）させる必要があります。

※アシスタントマネジャー資格取得（登録）までの詳細な流れについては別表をご覧ください。

本会の資格取得（登録）の時期は、年2回（10月、4月）になります。アシスタントマネジャーの場合、資格登録時期は専門科目講習会実施団体から本会への資格取得申請書の送付時期により、10月登録となるか翌年4月登録となるか決定いたします。

専門科目講習会修了後は速やかに受講先の指示に従い、資格取得申請書及びスポーツリーダー（共通科目）の認定証等所定の書類を受講先へご提出いただきますようお願いいたします。

そのため、共通科目については、出来るだけ専門科目と同時期の修了となるように受講してください。（専門科目より先に共通科目を受講しても構いません。）

※本会公認クラブマネジャー、本会公認アシスタントマネジャーともに、資格登録には、共通科目、専門科目のそれぞれを修了した後、所定の登録手続きを行っていただく必要があります。

共通科目、専門科目のいずれかの修了では、資格登録することはできず、自立支援事業及びクラブマネジャー設置支援事業の補助要件を満たしたことはありません。

※資格に関する詳細については、本会ホームページをご確認ください。

(URL : <http://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid/63/Default.aspx>)

# 公認アシスタントマネジャー資格取得の流れ (公認アシスタントマネジャー養成コース)

公益財団法人 日本体育協会

「公認アシスタントマネジャー養成主任に関する説明会」に参加

①「公認アシスタントマネジャー養成コース承認申請書」を提出

②申請内容を審査し、「承認通知」を送付併せて検定試験問題を送付

④ テキストを申込み・テキスト代入金(販売受付センター)

④ テキストを送付(販売受付センター)

⑧コース実施終了後、「公認アシスタントマネジャー養成コース実施報告書」を提出  
受検料: 540円/人  
修了証明書発行料: 3,240円/人

⑨「公認アシスタントマネジャー養成コース修了証明書」を発行・送付

⑩「登録のご案内」送付

⑩公認アシスタントマネジャーとして認定(有効期限4年間)

(指導者へのサービス)

- ・認定証・登録証の発行
- ・指導者向け情報誌、指導者手帳
- ・各種研修事業への参加
- ・公認スポーツ指導者保険制度(任意)の加入
- ・指導者マイページの利用

都道府県体育協会、都道府県教育委員会 広域スポーツセンター など

④「〇〇県〇〇マネジャー養成講習会」

公認アシスタントマネジャー養成専門科目カリキュラムに基づく講習会の実施  
35h以上(集合講習14h以上)

⑤専門科目検定試験  
50問(60分)を実施

受検にかかる経費  
受検料【例】: 2,160円

③ 共通科目 I (35h) 取得

スポーツリーダー養成講座(NHK学園、受講料: 23,100円)もしくは集合講習会

⑨ 実施団体にて各個人に対し「修了証明書」を送付

④ テキストを配布(2,000円)or受講生が購入

④受講

⑤受検  
受検料【例】2,160円

受講

合格

⑥共通科目取得方法を確認  
証明物の写しを受領

⑦共通科目・専門科目の修了後、資格取得申請書と修了証明書発行料(3,240円)を提出・納入

⑨ 修了証明書

登録手続き  
登録申請初回登録料  
13,000円(4年間)

〇〇県〇〇マネジャー養成講習会受講者のうち「公認アシスタントマネジャー」資格取得希望者